

「規制改革ホットライン」(仮称) の設置について

1. 趣旨

環境や技術変化に対応した規制改革をタイムリーかつ着実に進める上において、広く国民や企業等から提案をいただくことは大変に有意義である。このため、規制改革に関する提案をインターネット等を通じて常時受付する「規制改革ホットライン」(仮称) を設置する。

その他、規制改革に関する提案の集中受付期間を設ける。

2. 提案の取扱いについて

提案されたものは内閣府規制改革推進室において事実関係等の確認及び精査を行ない、検討要請項目を選定し、随時、所管省庁に対し検討要請を行うとともに、直近の規制改革会議にその旨の報告を行う。

3. 規制改革会議等との連携について

所管省庁からの回答については、適宜「規制改革会議」(必要に応じてワーキンググループ) に報告する。このうち、更に精査・検討を要すると認められるものについては、必要に応じ「規制改革会議」(必要に応じてワーキンググループ) において対応する。

4. 開始時期について

常時受付は、平成 25 年 3 月 22 日より開始予定。

<参考>

「規制改革ホットライン(仮称)」設置については内閣府規制改革会議のホームページに受付窓口を作成するとともに「新着情報」にも掲載。

さらに、内閣府トップページの「最近のトピックス」にも掲載。

「規制改革ホットライン」(仮称) の業務フロー

